平成２８年（フ）第３１８号
金沢市福増町南1233番地
債務者　村山　博美
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４０号
金沢市横川５丁目343番地　ＮＯＯＫ・Ｍ３301号、従前の住所石川県七尾市舟尾町ら部24番地
債務者　滝下　啓子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６１号
山梨県南都留郡山中湖村平野2552番地
債務者　鈴木　千絵（旧姓徳永）
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第９７号
長野県茅野市金沢5642番地１
債務者　野田　由美
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第２６８号
滋賀県甲賀市水口町城東１―39　105号室、住民票上の住所滋賀県湖南市夏見407番地２
債務者　橋本　一信
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６９号
滋賀県甲賀市水口町城東１―39　105号室、住民票上の住所滋賀県湖南市夏見407番地２
債務者　橋本　夏江
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２９号
滋賀県高島市今津町日置前383番地150
債務者　高橋　建子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３３号
大津市唐崎３丁目17番21―Ａ214号
債務者　呉羽　文治
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３４号
大津市南郷５丁目９番20―306号ライフノート南郷、住民票上の住所大津市南郷５丁目９番20号グリーンハイツ南郷21号
債務者　呉羽　法子（旧姓川辺）
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４６号
鳥取県鳥取市栄町613番地１　サーパス駅前通り301号
債務者　平井　利昌
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５０５号
広島市安佐南区長束４丁目18番３号
債務者　森　由美子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７９２号
広島市東区牛田旭１丁目１番４号
債務者　堀田絵里奈
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８３０号
広島市中区光南３丁目４番20―901号
債務者　沖元　幸恵
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８５４号
広島市西区鈴が峰町40番43―302号　市営住宅東
債務者　竹内冨貴子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８８８号
広島県東広島市八本松飯田６丁目20番23号　プランタンＢ棟101号
債務者　山下　千春（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１５号
愛媛県伊予郡松前町大字恵久美369番地４　福永登美子方
債務者　鎌田　知子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１７号
愛媛県松山市萱町５丁目10番地18　サーパス萱町公園603号　一宮正憲方
債務者　一宮　嫩子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
松山地方裁判所民事部